

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則の一部改正について

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則の一部改正(案)

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則(以下「議事規則」という。)の一部を次のように改正する。

1. 第6条から第10条を1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の一条を加える。

(採決の特例)

第6条 会長は、やむを得ない事情により協議会を開催することが困難であり、かつ、緊急に協議会に諮る必要があると認められるときは、電話、文書の送付その他の方法により、採決を求めることができる。

2 会長は、前項の規定による採決を行った場合、その結果を各委員及び臨時委員に通知するものとする。

2. 繰り下げ後の第7条の見出しを「議事概要等」に改め、第2項の次に次の一項を加える。

3 会長は、事務局職員をして議事録を作成させ、議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名するものとする。

3. 繰り下げ後の第11条を次のように改める。

第1条から第7条(第7条第3項)を除く)までの規定は、部会について準用する。

4. 繰り下げ後の第11条の次に次の一条を加える。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることができる。

附則 この規則は令和 年 月 日から施行する。

改正(案)の1について

【改正理由】

現行の議事規則では、実際に協議会を開催して定数を満たした上でなければ、議案の採決を行うことができない。このため、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るような事態や緊急に議案の採決を行う場合に備えて、協議会をいわゆる「持ち回り」により開催して採決を行うことができるように特例規定を設けるものである。

また、協議会をいわゆる「持ち回り」により開催して採決を行った場合は、その結果を委員に通知するものである。

(参考)

※ 現時点において、北海道、東海北陸を除く、東北、関東信越、近畿、中国四国、四国、九州の6地方の議事規則にいわゆる「持ち回り」に開催して採決を行う特例規定が設けられている。

改正(案)の2について

【改正理由】

現行の議事規則では、議事録の作成及び当該議事録を確定させる手続きについての規定がなく、実態として次のように取り扱っている。

(現行の取扱い)

- ① 事務局が議事録を作成して、協議会会長にのみ事実確認をとっている
- ② この議事録に基づいて、事務局で議事概要を作成して、この議事概要をホームページに掲載している。他方、議事録については、事務局で保管している。

(改正後の取扱い(案))

このため、新たに議事録の作成及び当該議事録の確定の手続きを規定し、作成された議事録の公正さを確保し、事実関係と相違ないことを確定させることを、議事規則上に明確にするものである。

なお、ホームページには引き続き、事務局で議事録に基づいて作成した議事概要を掲載する。

改正(案)の3について

【改正理由】

改正(案)の1の「採決の特例」について、部会に準用させるために準用規定の改正を行うものである。

改正(案)の4について

【改正理由】

この議事規則を改正するまでもなく、協議会の運営に関する実務的な取扱いなどの必要な事項について、会長の判断により協議会に諮った上で定めることを可能とするものである。

(参考)

社会保険医療協議会令(平成18年政令第373号) 抄

(雑則)

第5条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、会長が中央協議会又は地方協議会に諮って定める。

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則 新旧条文対照表

新	旧
<p>第1条から第5条(略)</p> <p>(採決の特例)</p> <p><u>第6条 会長は、やむを得ない事情により協議会を開催することが困難であり、かつ、緊急に協議会に諮る必要があると認めるときは、電話、文書の送付その他の方法により、採決を求めることができる。</u></p> <p><u>2 会長は、前項の規定による採決を行った場合、その結果を各委員及び臨時委員に通知するものとする。</u></p> <p>(議事要旨等)</p> <p>第7条 協議会における議事は、次の事項を含め、議事要旨に記載するものとする。</p> <p>一 会議の日時及び場所</p> <p>二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名</p> <p>三 議事となった事項</p> <p>2 議事要旨は公開するものとする。</p> <p>3 <u>会長は、事務局職員をして議事録を作成させ、議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名するものとする。</u></p>	<p>第1条から第5条(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(議事要旨)</p> <p>第6条 協議会における議事は、次の事項を含め、議事要旨に記載するものとする。</p> <p>一 会議の日時及び場所</p> <p>二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名</p> <p>三 議事となった事項</p> <p>2 議事要旨は公開とするものとする。</p> <p>(追加)</p>
<p>第8条から第10条(略)</p>	<p>第7条から第9条まで(略)</p>
<p>第11条 第1条から第7条(第7条第3項を除く)までの規定は、部会について準用する。</p>	<p>第10条 第1条から第6条までの規定は部会について準用する。</p>
<p>(雑則)</p> <p><u>第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることができる。</u></p>	<p>(新規追加)</p>
<p>附則</p> <p>この規則は、平成20年10月17日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この規則は、平成20年10月17日から施行する。</p>

附則

この附則は、令和 年 月 日から
施行する。

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則(案)

制定:平成20年10月17日

改正:令和 年 月 日

(協議会の招集)

- 第1条 会長は、社会保険医療協議会法(昭和25年法律第47号。以下「法」という。)
第2条第2項に規定する事項について、同法第7条第2項に定める場合のほか、東海北陸厚生局長の求めがあったとき又は会長が必要と認めるときは、その日から2週間以内に、東海北陸地方社会保険医療協議会(以下「協議会」という。)を招集するものとする。
- 2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員及び議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。

(議事の公開)

- 第2条 協議会の議事は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(代理者による意見の開陳)

- 第3条 法第3条第1項第1号の委員(以下「支払側委員」という。)及び健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する臨時委員(以下「支払側臨時委員」という。)並びに同項2号の委員(以下「診療側委員」という。)及び医師、歯科医師及び薬剤師を代表する臨時委員(以下「診療側臨時委員」という。)がやむを得ない理由により出席できない場合は、会長の承認を得て、代理者に意見を述べさせることができる。

(発言)

- 第4条 委員及び臨時委員が発言しようとするときは、会長の承認を得なければならない。
- 2 関係行政庁の職員は、会長の承認があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(採決)

- 第5条 会長が採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を宣ししなければならない。
- 2 採決の結果は、会長が宣ししなければならない。
- 3 議決事項について少数意見があり、かつ、4人以上の委員及び臨時委員の要求があるときは、その少数意見を答申又は建議に付記するものとする。

- 4 委員及び臨時委員は、やむを得ない理由により、議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。

(採決の特例)

第6条 会長は、やむを得ない事情により協議会を開催することが困難であり、かつ、緊急に協議会に諮る必要があると認めるときは、電話、文書の送付その他の方法により、採決を求めることができる。

- 2 会長は、前項の規定による採決を行った場合、その結果を各委員及び臨時委員に通知するものとする。

(議事要旨等)

第7条 協議会における議事は、次の事項を含め、議事要旨に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- 三 議事となった事項

- 2 議事要旨は公開するものとする。

- 3 会長は、事務局職員をして議事録を作成させ、議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名するものとする。

(部会)

第8条 協議会は、社会保険医療協議会令(平成18年政令第373号)第1条第1項の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定(次の各号に掲げる事項を除く。)について審議するために必要があるときは、その議決により、府県ごとに部会を置くことができる。

- 一 保険医療機関又は保険薬局の指定の取消しを受けた病院若しくは診療所又は薬局が当該取消し後に受けようとする指定
- 二 健康保険法(大正11年法律第70号)第65条第3項の各号に掲げる場合の指定の拒否
- 三 健康保険法第65条第4項の規定に基づく申請に係る病床の全部又は一部を除いて行われる指定
- 四 健康保険法第66条第1項の規定に基づく申請により行われる指定の変更

第9条 部会は、次に掲げる委員及び臨時委員8人をもって組織する。

- 一 支払側委員及び支払側臨時委員 3人
- 二 診療側委員及び診療側臨時委員 3人
- 三 公益を代表する委員及び臨時委員2人

- 2 部会に属する委員のうち、支払側委員及び診療側委員は各同数とする。

- 3 部会に属する臨時委員のうち、支払側臨時委員及び診療側臨時委員は各同数とする。

第10条 協議会は、部会(その部会長が委員である場合)の議決をもって協議会の議決とする。ただし、部会において保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでないとして議決した場合は、この限りではない。

2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより協議会の議決とする。ただし、部会において保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでないとの議決した場合は、この限りではない。

第11条 第1条から第7条（第7条第3項を除く）までの規定は、部会について準用する。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることができる。

附則

この規則は、平成20年10月17日から施行する。

附則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。